諮問番号:令和2年度諮問第35号答申番号:令和2年度答申第40号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人(以下「請求人」という。)の主張の要旨

請求人は、直近の精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)の更新時に障害等級が2級から3級になったことを受け、今回、2級となるよう手帳の障害等級の変更を申請したところ、2級の手帳を受けたときから障害や生活の状態に何ら変化がないにもかかわらず、手帳の障害等級が3級のままとされたので、原処分は違法又は不当であると主張していると解される。

2 処分庁の主張の要旨

手帳の交付の可否及び障害等級の判定は北海道立精神保健福祉センター(以下「センター」という。)が精神保健指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書(以下「指定医等診断書」という。)に基づき行うこととされている以上、請求人の主張のみをもって原処分を違法又は不当であるということはできない。

請求人が手帳の障害等級の変更のために提出した指定医等診断書について疑義があるため、これを作成した医師(以下「本件主治医」という。)に照会を行ったところ、新たな指定医等診断書(以下「本件診断書」という。)が提出されている。

本件診断書によれば、請求人の主たる精神障害は「双極性感情障害」と認められるが、精神保健福祉サービスを利用せずに在宅において単身生活を維持しており、日常生活における活動制限の程度は軽度であると考えられる。

また、日常生活の困難点や心配な点については、都度、掛り付けの医療機関や役所に相談して対応してもらっており、自主的・自発的に行動する能力があるものと考えられる。

以上の点を含め、本件診断書の記載内容から、請求人の現在の病状、概ね過去2年間及び今後2年間に予測される状態も考慮に入れ、精神疾患(機能障害)と能力障害(活動制限)の状態を総合的に判定した結果、請求人の手帳の障害等級を3級とした判断は適当であり、違法又は不当な点は見当たらない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、本件診断書に基づき、センターの審査判定を得た上で行われてお り、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法又は不当な点 は認められない。

2 本件診断書によると、請求人の主たる精神障害は「双極性感情障害」とされているが、請求人の「精神疾患(機能障害)の状態」については、気分障害の程度に関する記載はなく、その症状の著しさを想起させる他の記載もない。

また、「能力障害(活動制限)の状態」については、「日常生活能力の判定」のうち、「適切な食事摂取」、「金銭管理と買物」、「通院と服薬」及び「社会的手続や公共施設の利用」は、いずれも「適切にできる」又は「自発的に(おおむね)できるが援助が必要」とされている。

加えて、請求人が在宅にて精神保健福祉サービス等を利用せずに生活しているとされている。

センターにおいては、以上の本件診断書の記載内容から、認定の基準に照らし、精神疾患(機能障害)の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的な判定を行った結果、請求人の障害等級を3級相当として判定したことが認められ、この判定を受けて原処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点はないというべきである。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には 理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年1月26日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条 第1項の規定に基づく諮問を受け、同年2月2日の審査会において、調査審議 した。

第5 審査会の判断の理由

手帳の交付は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき都道府県知事が行うものとされ、同法及び「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」の別紙「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」によると、手帳の交付の可否及び障害等級の判定は、指定医等診断書に基づいて都道府県が設置する精神保健福祉センターが行った判定結果を受けて、都道府県知事が行うこととされ、手帳の変更に当たっても、同様の取扱いとされている。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項において、障害の状態が、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」は障害等級2級と、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」は障害等級3級と、それぞれ定められている。

そして、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」の別紙「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」(以下「判定基準」という。)によると、手帳の障害等級の判定は、①精神疾患の存在の確認、②精神疾患(機能障害)の状態の確認、③能力障害(活動制限)の状態の確認、④精神障害の程度の総合判定という順を追って行われることとされている。なお、判定基準

において、双極性感情障害に係る精神疾患(機能障害)の状態については、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」は障害等級2級に、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」は障害等級3級にそれぞれ該当するとされている。他方、能力障害(活動制限)の状態については、「調和のとれた適切な食事摂取」、「洗面、入浴、更衣、清掃等の身辺の清潔保持」等の8項目のうちの幾つかについて、「援助なしにはできない」に該当するものは障害等級2級に、「自発的に行うことが(おおむね)できるがなお援助を必要とする」等に該当するものは障害等級3級に、それぞれ該当するとされている。

そこで本件診断書をみると、請求人の主たる精神障害は「双極性感情障害」とされ、精神疾患(機能障害)の状態は、抑うつ状態として「思考・運動抑制」、「易刺激性・興奮」及び「憂うつ気分」が、躁状態として「感情高揚・易刺激性」がそれぞれ認められ、その具体的な程度、症状、検査所見等は「うつ状態と躁状態を反復し、服薬が中断されたり怠薬があると再発する傾向がある。現実検討能力は障害され、自立は困難である。」とされているものの、気分障害の程度に関する記載はなく、著しさを想起させる他の記載もない。

また、能力障害(活動制限)の状態は、「日常生活能力の判定」のうち、「身辺の清潔保持」、「他人との意思伝達・対人関係」、「身辺の安全保持・危機対応」及び「趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加」はいずれも「援助があればできる」とされ、「日常生活能力の程度」は「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」とされているものの、「日常生活能力の判定」のうち、「適切な食事摂取」、「金銭管理と買物」、「通院と服薬」及び「社会的手続や公共施設の利用」はいずれも「適切にできる」又は「自発的に(おおむね)できるが援助が必要」とされている。

加えて、請求人は、精神保健福祉サービス等を利用せずに、在宅にて単身で 生活していることも認められる。

以上からすると、請求人の精神疾患(機能障害)及び能力障害(活動制限)の状態は判定基準に示される障害等級2級の状態に該当せず、請求人の精神障害の状態は同項において障害等級2級とされる「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とまでは認めることはできないとして、請求人の手帳の障害等級を3級としたセンターの判定とこれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法又は不当な点は認められないというべきである。

この点、請求人は、障害等級2級の手帳を受けたときから障害や生活の状態に何ら変化がないにもかかわらず、手帳の障害等級が3級のままとされたので、原処分は違法又は不当であると主張していると解される。

しかしながら、指定医等診断書による申請は、手帳の交付の可否及び障害等級の判定をセンターに行わせるものとされているところ、センターは、本件診断書の記載内容に基づき、請求人の障害の状態を障害等級3級相当と判定しており、請求人の主張は採用することはできない。

よって、請求人の障害等級を3級とした原処分には、違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきものであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委 員 (会長)	岸	本	太	樹
委 員	中	原		猛
委 員	日	笠	倫	子